

春日部市市民活動センター貸事務所使用団体募集要項

1. 貸事務所の概要

(1) 貸事務所の目的

貸事務所は、春日部市市民活動センターの6つの機能のうち、「活動拠点及び事務所機能」の1つとして設置しています。使用する市民活動団体の活動の活性化や、発展を促していくと同時に、市民活動センター内に事務所を構えることで、他の活動との交流や、協働を積極的に図れる環境を作り出し、市民活動センター全体の交流につなげていくことを目的としています。

(2) 主要設備

【貸事務所の面積】

約8平方メートル（縦2m×横4m）

【備品】

事務机、事務用イス、折りたたみイス2脚、打ち合わせテーブル、ロッカー

【設備】

- ・有線LAN回線の配管のみ設置
- ・固定電話回線の配管のみ設置
- ・電気コンセント

(3) 使用時間

市民活動センターの開所日の開所時間（午前9時～午後9時30分）内
（休所日は年末年始）

(4) 所在地

〒344-8578

春日部市南一丁目1番7号 東部地域振興ふれあい拠点施設4階

2. 募集要件

(1) 申請資格

申請できる団体は、次の項目すべてを満たす春日部市市民活動センターに登録し

ている市民活動団体で、市民活動センターを使用する他団体と協働する意欲のある団体とします。

- (ア) 営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っている団体
- (イ) 春日部市内で活動している団体（春日部市内で活動しようと考えている団体を含む。）
- (ウ) 活動の内容が、次のいずれにも該当しない団体
 - ①特定の政党の利害に関する活動
 - ②選挙における特定の候補者を支持するための活動
 - ③特定の宗教や教派、宗派、教団を支持支援するための活動
 - ④特定の構成員相互の共益、親睦を図ることを目的とする活動
- (エ) 次のいずれかに該当する団体は申請者となることはできません。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
 - ③団体の代表者等（団体の代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体

（2）使用料

月額 16,000円

※使用日数が1か月に満たない場合であっても、1か月の使用をしたものとみなします。

（3）使用期間

使用開始月から1年間までの期間内。

ただし、更新の申し出があった場合は、春日部市市民活動センター貸事務所使用団体候補者審査委員会要綱に基づく春日部市市民活動センター貸事務所使用団体候補者審査委員会（以下審査委員会）の審査を経て、更新の必要があると認められたときは、1年を超えない範囲において、その期間を更新することができます。

(4) 使用条件

- (ア) 市民活動センターを使用する他団体と交流・連携をすることに努めること
- (イ) 活動報告書を3か月に一度提出すること
- (ウ) 団体情報及び活動報告書を常時公開すること

※審査した活動内容と異なる活動を行っている場合は、使用の許可を取り消します。

(5) 申請の方法

申請に当っては、以下の書類を市に提出してください。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 提出書類

- (ア) 春日部市市民活動センター貸事務所使用申請書（様式第1号）
- (イ) 団体概要書（様式第2号）
- (ウ) 市民活動センター貸事務所使用計画書（様式第3号）

以下の項目について、貸事務所の設置目的を効果的に達成することがわかる内容としてください。

- ①財務状況
 - ②使用の理由（どのような理由で事務所が必要なのか）
 - ③使用の目的・方法（どのような活動に使用するか）
 - ④入居期間中の活動方針
 - ⑤センターに事務所を構えたことによる活動の効果（見込み）
 - ⑥貸事務所使用期間中の活動計画
 - ⑦他の団体との交流・連携計画
 - ⑧入居期間終了後の活動展望
 - ⑨入居後、他団体との交流や支援に活用できる貴団体の特徴・PR等
- (エ) 団体の会則・規約又はこれに準ずる書類
 - (オ) パンフレット等、団体の概要の分かるもの
 - (カ) 団体構成員名簿
 - (キ) 団体の決算関係書類（前年度の事業報告書、収支計算書及び財産目録又はこれに準じる書類）
 - (ク) 団体の予算関係書類（前年度の事業計画書、資金収支予算書又はこれに準ずる書類）
 - (ケ) 団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や執行体制

等がわかるもの)

- (コ) 役員の名簿（氏名（フリガナ）、性別、住所、生年月日）及び履歴を記載した書類
- (カ) 活動実績を記載した書類
- (シ) 誓約書（様式第4号）

イ 提出部数

1部を提出してください。ただし、(エ)、(オ)、(キ)、(ク)及び(サ)については8部提出してください。

ウ 提出方法及び提出場所

申請書類等の提出は、直接お持ちください。

【提出先】

東部地域振興ふれあい拠点施設 4階 春日部市市民活動センター
埼玉県春日部市南一丁目1番7号
電話 048-731-3550

エ 受付期間

随時、午前9時から午後5時までに上記の提出先に直接提出してください。

(6) 費用負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(7) 情報公開条例に基づく公開請求

提出された申請書類について、情報公開の請求があった場合は、春日部市情報公開条例第6条に定める非公開情報（個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報等）を除き、公開することになりますので、了承の上で申請してください。

3. 審査基準及び方法

(1) 選定にあたっての審査基準

審査委員会において、以下の項目について発表を行っていただきます。

- (ア) 活動の公共性・社会性 ⇒ 市民生活の向上、貢献を目的としているか
- (イ) 活動の自発性・自主性 ⇒ 市民が自発的・主体的に行う活動か
- (ウ) 活動の継続性 ⇒ 目的達成のため、一定期間継続して行われる活動か
- (エ) 活動の将来性・発展性 ⇒ 将来性・発展性が認められる活動か
- (オ) 財務内容 ⇒ 使用料を負担できる状況か
- (カ) 貸事務所使用の必要性 ⇒ 貸事務所使用の必要性は高いか
- (キ) 貸事務所使用の計画性 ⇒ 貸事務所を有効に活用できる計画か
- (ク) 貸事務所使用の効果性 ⇒ 貸事務所を使用することで活動に効果はあるか
- (ケ) 他団体との交流・連携計画 ⇒ 具体的かつ実現可能な計画か
- (コ) 市内における活動の実績 ⇒ 今後の活動が主の場合は、具体的かつ実現可能な計画か

(2) 評価点

審査委員会において、(1)の「選定に当たっての審査基準」に基づき、評価点を与えます。

審査委員一人当たりの評価点の満点は100点とし、出席委員の評価点の合算を、団体の評価点(合計点)とします。

(3) 基準点

有効点数(満点の合計)の60%を基準点とします。

(4) 使用者の決定等

審査委員会が(1)の「選定に当たっての審査基準」に従い、基準点以上の団体のうち評価点の高いものから順番に候補者として選定し、春日部市長が使用者を決定します。

(5) 選考に当たっての留意点

- (ア) 審査委員会の会議は非公開とします。
- (イ) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。
- (ウ) 選定結果は、すべての申請者に文書で連絡します。
- (エ) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

4. 入居までのスケジュール

随時	使用団体募集要項の配布 市民活動センター内にポスター・パンフレット掲示 市民活動センターホームページに掲載
随時受付	使用申請書受付
申請受付後	書類の確認作業
申請受付月の翌月中旬	審査委員会における選考
申請受付月の翌月下旬	応募団体に結果を連絡
申請受付月の翌々月の1日	入居開始

問い合わせ

春日部市市民活動センター「ぽぽら春日部」

〒344-8578

春日部市南一丁目1番7号 東部地域振興ふれあい拠点施設4階

TEL 048-731-3550

FAX 048-734-1605

E-mail popola@kasukabehall.jp

※駐車場（有料 1時間200円）は数に限りがあります

